

昭和二十五年建設省令第三十八号

建築士法施行規則

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五
条第四項、第十一條、第十七條第一項及び第二十
七條の規定に基き、建築士法施行規則を次のよう
に定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章の二 免許（第一条の二―第九条の七）

第二章 試験（第十条―第十七条の十四）

第二章の二 構造計算によつて建築物の安全性
を確かめた旨の証明書等（第十七
条の十四の二―第十七条の十七の
三）

第二章の三 建築設備士（第十七条の十八―第
十七条の三十五）

第二章の四 定期講習（第十七条の三十六・第
十七条の三十七）

第二章の五 設計受託契約等（第十七条の三十
八―第十七条の四十一）

第三章 建築士事務所（第十八条―第二十二
条の五の二）

第四章 雑則（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（構造設計図書及び設備設計図書）

第一条 建築士法（以下「法」といふ。）第二
七項の国土交通省令で定める建築物の構造に
関する設計図書は、次に掲げる図書（建築基準
法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十八
条の十第一項の規定により、建築基準法施行令
（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百
六条の二の十一第一号で定める一連の規定に
適合するものであることの認定を受けた型式に
よる建築物の部分の有する建築物に係るものを
除く。）とする。

一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省
令第四十号）第一条の三第一項の表の二の第
（一）項の（イ）欄に掲げる建築物の区分に
応じそれぞれ同表の第（二）項の（ろ）欄に
掲げる図書及び同表第四項の表一の各項の
（イ）欄に掲げる建築設備の区分に応じそれ
ぞれ当該各項の（ろ）欄に掲げる図書（いず
れも構造関係規定に係るものに限る。）

二 建築基準法第二十条第一項第一号の認定に
係る構造方法を用いる建築物にあつては、建
築基準法施行規則第十条の五の二十一第一項
各号に掲げる図書

三 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表
三の各項の（イ）欄に掲げる建築物にあつて
は、その区分に応じそれぞれ当該各項の
（ろ）欄に掲げる構造計算書

四 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号
イ若しくはロ又は同項第二号イに規定する国
土交通大臣が定める基準に従つた構造計算に
より安全性を確かめた建築物にあつては、建
築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の
各項の（ろ）欄に掲げる構造計算書に準ずる
ものとして国土交通大臣が定めるもの

法第二条第七項に規定する国土交通省令で定
める建築設備に関する設計図書は、建築基準法
施行規則第一条の三第四項の表一の各項の
（イ）欄に掲げる建築設備の区分に応じそれ
れ当該各項の（ろ）欄に掲げる図書（設備関係
規定が適用される建築設備に係るものに限る。）
とする。

第二章の二 免許
（実務の経験の内容）

第一条の二 法第四条第二項第一号及び第四号の
国土交通省令で定める建築に関する実務は、次
に掲げるものとする。

一 建築物の設計（法第二十一条に規定する設
計をいふ。第二十条の四第一項第一号におい
て同じ。）に関する実務

二 建築物の工事監理に関する実務

三 建築工事の指導監督に関する実務

四 建築士事務所業務として行う建築物に関
する調査又は評価に関する実務

五 次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関
する実務

イ 建築一式工事（建設業法（昭和二十四
年法律第百号）別表第一に掲げる建築一式工
事をいふ。）

ロ 大工工事（建設業法別表第一に掲げる大
工工事をいふ。）

ハ 建築設備（建築基準法第二条第三号に規
定する建築設備をいふ。）の設置工事

六 建築基準法第十八条の三第一項に規定する
確認審査等に関する実務

七 前各号の実務に準ずるものとして国土交通
大臣が定める実務

第一項各号に掲げる実務の経験には、単なる
写図工若しくは労務者としての経験又は単なる
庶務、会計その他これらに類する事務に関する
経験を含まないものとする。

2 第一項各号に掲げる実務の経験には、単なる
写図工若しくは労務者としての経験又は単なる
庶務、会計その他これらに類する事務に関する
経験を含まないものとする。

3 第一項各号に掲げる実務に従事したそれぞれ
の期間は通算することができる。

（心身の故障により一級建築士、二級建築士又
は木造建築士の業務を適正に行うことができな
い者）

第一条の三 法第八条第三号の国土交通省令で定
める者は、精神の機能の障害により一級建築
士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に
行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎
通を適切に行うことができな者とする。

（治療等の考慮）

第一条の四 国土交通大臣又は都道府県知事は、
一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築
士の免許を申請した者が前条に規定する者に該
当すると認める場合において、当該者に免許を
与えるかどうかを決定するときは、当該者が現
に受けている治療等により障害の程度が軽減
している状況を考慮しなければならない。

（免許の申請）

第一条の五 法第四条第一項の規定により一級
建築士の免許を受けようとする者は、第一号書
式による免許申請書に、次に掲げる書類（その
書類を得られない正当な事由がある場合にお
いては、これに代わる適当な書類）を添え、こ
れを国土交通大臣に提出しなければならない。た
だし、第十五条第一項の規定により同項第一号
に掲げる書類を国土交通大臣に提出した場合又
は同条第二項の規定により当該書類を中央指定
試験機関に提出した場合で、当該書類に記載さ
れた内容と第一号書式による免許申請書に記載
された内容が同一であるときは、第三号に掲
げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考
となる事項を記載した書類

二 国土交通大臣又は中央指定試験機関が交付
した一級建築士試験に合格したことを証する
書類

三 次のイからニまでのいずれかに掲げる書類
イ 法第四条第二項第一号、第二号又は第三
号に該当する者にあつては、当該各号に掲
げる学校を卒業したことを証する証明書
ロ 法第四条第二項第四号に該当する者にあ
つては、二級建築士であつた期間を証する
都道府県知事の証明書
ハ 国土交通大臣が別に定める法第四条第二
項第五号に該当する者の基準に適合する者
にあつては、その基準に適合することを証
するに足る書類

ニ 法第四条第二項第五号に該当する者のう
ち、ハに掲げる者以外の者にあつては、法
第四条第二項第一号から第四号までに掲
げる者と同等以上の知識及び技能を有するこ
とを証する書類

四 第一号の二書式による実務の経験を記載し
た書類（以下この号において「実務経歴書」
という。）及び第一号の三書式による使用者
その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が
事実と相違しないことを確認したことを証す
る書類

2 法第四条第五項の規定により一級建築士の免
許を受けようとする者は、第一号書式による免
許申請書に、前項第一号に掲げる書類（その書
類を得られない正当な事由がある場合にお
いては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築
士免許証の写しを添え、これを国土交通大臣に
提出しなければならない。

3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に
撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五
センチメートル、横の長さ三・五センチメ
ートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日
を記入したもの（以下「一級建築士免許証用写真」
という。）を貼付しなければならない。

（免許）

第二条 国土交通大臣は、前条の規定による申請
があつた場合においては、免許申請書の記載事
項を審査し、申請者が一級建築士となる資格を
有すると認めるときは、法第五条第一項の一級
建築士名簿（以下「名簿」といふ。）に登録し、
かつ、申請者に第二号書式による一級建築士免
許証を交付する。

2 国土交通大臣は、前項の場合において、申請
者が一級建築士となる資格を有しないと認め
たときは、理由を付し、免許申請書を申請者に返
却する。

（登録事項）

第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりと
する。

一 登録番号及び登録年月日

二 氏名

三 一級建築士試験合格の年月及び合格証書番
号（外国の建築士免許を受けた者にあつて
は、その免許の名称、免許者名及び免許の年
月日）

四 法第十条第一項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分及びこれらの処分を受けた年月日

五 法第十条の三第一項第一号若しくは同条第二項第一号又は法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

六 法第二十二條の二に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

七 第九条の三第三項の規定により構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の交付を受けた者にあつては、当該建築士証の番号及び当該建築士証の交付を受けた年月日

八 構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の返納を行った者にあつては、当該建築士証の返納を行った年月日

（登録事項の変更）
第四条 一級建築士は、前条第二号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の届出があつた場合においては、名簿を訂正する。

（免許証の書換え交付）
第四条の二 一級建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、一級建築士免許証（以下「免許証」という。）又は一級建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

（免許証の再交付）
第五条 一級建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し又は失つた場合においては、遅滞なく、一級建築士免許証用写真を貼付した免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に免許証を再交付する。

3 一級建築士は、第一項の規定により免許証の再交付を申請した後、失つた免許証又は免許証明書が発見した場合においては、発見した日から十日以内に、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

（心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合）
第五条の二 法第八条の二第三号の国土交通省令で定める場合は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合とする。

（免許の取消しの申請及び免許証等の返納）
第六条 一級建築士は、法第八条の二（第二号）に該当する場合に限る。の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 一級建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号）に係る部分に限る。の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 一級建築士は、法第九条第一項第一号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に、免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

4 一級建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から三十日以内、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 一級建築士が法第九条第一項（第一号及び第二号を除き、第三号）にあつては法第八条の二第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。若しくは第二項又は法第十条第一項の規定により免許を取り消された場合においては、当該一級建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該一級建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、取消しの通知を受けた日から十日以内に、免許証又は免許証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

（免許の取消しの公告）
第六条の二 法第九条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一 免許の取消しをした年月日
二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
三 免許の取消しの理由
（処分公告）

（免許証等の領置）
第九条 国土交通大臣は、法第十条第一項の規定により一級建築士に業務の停止を命じた場合において、当該一級建築士に対して、免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（一級建築士名簿の閲覧）
第九条の二 国土交通大臣は、法第六条第二項の規定により一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、閲覧規則を定めてこれを告示しなければならない。

（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証）
第九条の三 法第十条の三第一項又は同条第二項の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第十条の三第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第二十八条第十二号に規定する修了証
二 法第十条の三第一項第二号又は同条第二項第二号に該当する者にあつては、同条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

2 前項の交付申請書には、一級建築士免許証用写真を貼付しなければならない。
3 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合においては、交付申請書の記載事項を審査し、申請者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士となる資格を有すると認めるときは、申請者に第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証を交付する。

4 国土交通大臣は、前項の審査の結果、申請者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、交付申請書を申請者に返却する。
（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付）
第九条の四 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、第四条第一項の規定による届出をする場合において、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に記載された事項に変更があつたときは、当該構造設計一級建築士証又

2 法第五条の二第一項の規定による届出は、一級建築士にあつては、第三号書式によらなければならない。
（免許証等の領置）
第九条 国土交通大臣は、法第十条第一項の規定により一級建築士に業務の停止を命じた場合において、当該一級建築士に対して、免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（免許証等の領置）
第九条 国土交通大臣は、法第十条第一項の規定により一級建築士に業務の停止を命じた場合において、当該一級建築士に対して、免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請し
なければならぬ。

2 前項及び法第十条の三第四項の規定により構
造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証
の書換え交付を申請しようとする者は、一級建
築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交
付申請書に構造設計一級建築士証又は設備設計
一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提
出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請があ
つた場合においては、構造設計一級建築士証又
は設備設計一級建築士証を書き換えて、申請者
に交付する。
(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築
士証の再交付)

第九條の五 構造設計一級建築士又は設備設計一
級建築士は、構造設計一級建築士証又は設備設
計一級建築士証を汚損し又は失つた場合におい
ては、遅滞なく、一級建築士免許証用写真を貼
付した建築士証再交付申請書にその事由を記載
し、汚損した場合にあつてはその構造設計一級
建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、こ
れを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申請があ
つた場合においては、申請者に構造設計一級建
築士証又は設備設計一級建築士証を再交付す
る。

3 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士
は、第一項の規定により構造設計一級建築士証
又は設備設計一級建築士証の再交付を申請した
後、失つた構造設計一級建築士証又は設備設計
一級建築士証を発見した場合においては、発見
した日から十日以内に、これを国土交通大臣に
返納しなければならない。
(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築
士証の領置)

第九條の七 中央指定登録機関が法第十条の四第
一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場
合における第一条の四、第一条の五第一項及び

第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六
条第五項、第七条並びに第九条の二から第九
条の五までの規定の適用については、これらの規
定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中
「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機
関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これ
を国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定
登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式に
よる一級建築士免許証」とあるのは「一級建築
士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同
条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項
中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第
四條の二第一項中「免許証の書換え交付」とあ
るのは「一級建築士証の書換え交付」と、同条第
二項中「法第五條第三項の規定により免許証」
とあるのは「法第五條第三項の規定により免
許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交
付」と、第七條第一項中「免許を取り消した場
合又は第六條第四項の届出があつた場合」とあ
るのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合
又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に開
する省令第十二條第一項の規定により第六條第
四項の規定による届出に係る事項を記載した書
類の交付を受けた場合」と、第九條の二中「法
第六條第二項」とあるのは「法第十條の十九第
一項の規定により読み替へて適用される法第六
條第二項」と、「告示」とあるのは「公示」と、
第九條の三第一項中「法第十條の三第一項又は
同條第二項」とあるのは「法第十條の十九第一
項の規定により読み替へて適用される法第十條
の三第一項又は同條第二項」と、同條第三項中
「第三号の三書式による構造設計一級建築士証
又は第三号の四書式による設備設計一級建築士
証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設
備設計一級建築士証」と、第九條の四第二項中
「法第十條の三第四項」とあるのは「法第十條
の十九第一項の規定により読み替へて適用され
る法第十條の三第四項」とする。

第二章 試験

第十條 削除

第十一條 一級建築士試験の方法
(一級建築士試験の方法)
第十二條 試験

2 設計製図の試験は、学科の試験に合格した者
に限り、受けることができる。

3 前項に規定する学科の試験は、建築計画、環
境工学、建築設備(設備機器の概要を含む。)、
構造工学、建築一般構造、建築材料、建築施
工、建築積算、建築法規等に関する必要な知識
について行う。

第十二條 学科の試験に合格した者については、
学科の試験に合格した一級建築士試験(以下こ
の条において「学科合格試験」という。)に引
き続いて行われる次の四回の一級建築士試験の
うち二回(学科合格試験の設計製図の試験を受
けなかつた場合においては、三回)の一級建築
士試験に限り、学科の試験を免除する。
(一級建築士試験の基準)

第十三條 二級建築士試験は、学校教育法(昭和
二十二年法律第二十六号)による高等学校にお
ける正規の建築に関する課程において修得する
程度の基本的知識並びにこれを用いて通常の木
造の建築物及び簡単な鉄筋コンクリート造、鉄
骨造、れん瓦造、石造及びコンクリートプロッ
ク造の建築物の設計及び工事監理を行う能力を
判定することに基準を置くものとする。

2 前項の基準によつて試験すべき事項を例示す
ると、おおむね次のとおりである。
一 各種の用途に供する建築物の設計製図及び
これに関する仕様書の作成
二 建築物の用途に依る敷地の選定に関する
こと
三 各種の用途に供する建築物の間取りその他
建築物の平面計画に関すること
四 建築物の採光、換気及び照明に関すること
五 簡易な建築設備の概要に関すること
六 各種建築材料の性質、判別及び使用方法に
関すること
七 通常の木造の建築物の基礎、軸組、小屋
組、床、壁、屋根、造作等各部の構造に関す
ること
八 簡単な鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れん
瓦造、石造又はコンクリートブロック造の建
築物の構法の原理の概要並びにこれらの建築
物の各部の構造に関すること
九 建築物の防雨、防火、耐震、耐風構法に関
すること
十 普通のトラスの解法、簡単なラーメンに生
ずる応力の概要又は普通のはり、柱等の部材
の断面の決定に関すること
十一 建築工事現場の管理(工事現場の災害防
止を含む。)に関すること

十二 建築工事の請負契約書、工費見積書又は
工程表に関すること
十三 普通に使われる建築工事用機械器具の
種類及び性能に関すること
十四 建築物各部の施工の指導監督及び検査に
関すること
十五 建築物の敷地の平面測量又は高低測量に
関すること
十六 法及び建築基準法並びにこれらの関係法
令に関すること
(木造建築士試験の基準)

第十三條の二 木造建築士試験は、学校教育法に
よる高等学校における正規の建築に関する課程
において修得する程度の小規模の木造の建築物
の建築に関する基本的知識並びにこれを用いて
小規模の木造の建築物の設計及び工事監理を行
う能力を判定することに基準を置くものとな
る。

2 前項の基準によつて試験すべき事項を例示す
ると、おおむね次のとおりである。
一 小規模の木造の建築物に関する前条第二項
第一号から第七号まで、第九号及び第十一号
から第十六号までに掲げる事項
二 小規模の木造の建築物の鉄筋コンクリート
造、コンクリートブロック造等の部分の構造
に関すること
三 小規模の木造の建築物の普通の筋かい、た
る木、すみ木等の部材の形状の決定に関する
こと
四 小規模の木造の建築物の普通のはり、柱等
の部材の断面の決定に関すること
(試験期日等の公告)

第十四條 一級建築士試験を施行する期日、場所
その他試験の施行に關して必要な事項は、国土
交通大臣があらかじめ官報で公告する。
(受験申込書)

第十五條 一級建築士試験(中央指定試験機関が
一級建築士試験事務を行うものを除く。)を受
けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる
書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなけ
ればならない。
一 次のイからニまでのいずれかに掲げる書類
イ 法第十四條第一号に該当する者にあつて
は、同号に掲げる学校を卒業したことを証
する証明書(その証明書を得られない正当
な事由がある場合においては、これに代わ
る適当な書類)

一 普通のはり、柱等の部材の断面の決定に関すること
二 建築工事現場の管理(工事現場の災害防
止を含む。)に関すること

一 次のイからニまでのいずれかに掲げる書類
イ 法第十四條第一号に該当する者にあつて
は、同号に掲げる学校を卒業したことを証
する証明書(その証明書を得られない正当
な事由がある場合においては、これに代わ
る適当な書類)

口 法第十四条第二号に該当する者にあつては、二級建築士であつた期間を証する都道府県知事の証明書

ハ 国土交通大臣が別に定める法第十四条第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ニ 法第十四条第三号に該当する者のうち、ハに掲げる者以外の者にあつては、法第十四条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

二 申請前六月以内に、脱帽して正面から撮影した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの

2 中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行う一級建築士試験を受けようとする者は、受験申込書に、前項に掲げる書類を添え、中央指定試験機関の定めるところにより、これを中央指定試験機関に提出しなければならない。

（合格公告及び通知）
第十六条 国土交通大臣又は中央指定試験機関は、一級建築士試験に合格した者の受験番号を公告し、本人に合格した旨を通知する。

2 国土交通大臣又は中央指定試験機関は、学科の試験に合格した者にその旨を通知する。（受験者の不正行為に対する措置に関する報告書）

第十七条 中央指定試験機関は、法第十三条の二第二項の規定により同条第一項に規定する国土交通大臣の職権を行つたときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- 二 不正行為に係る試験の年月日及び試験地
- 三 不正行為の事実
- 四 処分の内容及び年月日
- 五 その他参考事項

第十七条の二から第十七条の十四まで 削除
第二章の二 構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書等
（構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書）

第十七条の十四の二 法第二十条第二項の規定による交付は、第四号書式により行うものとする。

（工事監理報告書）

第十七条の十五 法第二十条第三項の規定による報告は、第四号の二書式による工事監理報告書を提出して行うものとする。

（工事監理報告に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十七条の十六 法第二十条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十七条の二十七において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された結果について、改変を防止するための措置を講じていること。

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、結果を建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建築主に対し通知するものであること。ただし、当該建築主が当該結果を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（工事監理報告に係る電磁的方法の種類及び方法）

第十七条の十七 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一十一号。以下「令」という。）第七條第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち建築士が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式
（工事監理報告に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十七条の十七の二 令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士の使用に係る電子計算機に令第七条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建築士がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであることにより書面を作成することであること。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（構造設計一級建築士への法適合確認）
第十七条の十七の二の二 法第二十条の二第二項の規定による確認は、次に掲げる図書及び書類の審査により行うものとする。

- 一 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表の各項目に掲げる図書
- 二 構造設計図書
- 三 建築基準法第二十条第一項第二号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合にあつては、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体

四 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表の四の各項目の（イ）欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ当該各項目の（ろ）欄に掲げる書類及び同条第四項の表二の各項目の（い）欄に掲げる建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項目の（ろ）欄に掲げる書類（いずれも構造関係規定に係るものに限る。）

2 法第二十条の二第二項の確認を受けた建築物の構造設計図書の変更の場合における確認は、前項に掲げる図書及び書類のうち変更に係るものの審査により行うものとする。

（設備設計一級建築士への法適合確認）
第十七条の十七の三 法第二十条の三第二項の規定による確認は、次に掲げる図書及び書類の審査により行うものとする。

- 一 建築基準法施行規則第二条の二第一項の表に掲げる図書
- 二 設備設計図書
- 三 建築基準法施行規則第一条の三第四項の表の各項目の（い）欄に掲げる建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項目の（ろ）欄に掲げる書類（設備関係規定に係るものに限る。）

2 法第二十条の三第二項の確認を受けた建築物の設備設計図書の変更の場合における確認は、前項に掲げる図書及び書類のうち変更に係るものの審査により行うものとする。

第二章の三 建築設備士
（建築設備士）
第十七条の十八 建築設備士は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ 建築設備士として必要な知識を有するかどうかを判定するための学科の試験であつて、次条から第十七条の二十一までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録学科試験」という。）に合格した者

ロ 建築設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための設計製図の試験であつて、次条から第十七条の二十一までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録設計製図試験」という。）に合格した者

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

（登録の申請）
第十七条の十九 前条第一号イ又はロの登録は、登録学科試験又は登録設計製図試験の実施に関する事務（以下「登録試験事務」という。）を行うおととする者の申請により行う。

2 前条第一号イ又はロの登録を受けようとする者（以下この章において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録試験事務を行うおととする事務所の名称及び所在地
- 三 受けようとする登録の別（前条第一号イの登録又は同号ロの登録の別をいう。）
- 四 登録試験事務を開始しようとする年月日
- 五 試験委員（第十七条の二十一第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからハまでのいずれかに該当する者にあつては、その旨
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類
 - ロ 登録申請者の略歴を記載した書類
 - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿又は社員名簿の写し
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員をいう。以下この章において同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

四 登録試験事務以外の業務を行うおととするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

（欠格条項）
第十七条の二十 次の各号のいずれかに該当する者が行う試験は、第十七条の十八第一号イ又はロの登録を受けることができない。

- 一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第十七条の三十の規定により第十七条の十八第一号イ又はロの登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、登録試験事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録の要件等）

（登録の要件等）
第十七条の二十一 国土交通大臣は、第十七条の十九の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第十七条の十八第一号イの登録を受けようとする場合にあつては第十七条の二十三第一号の表（一）項（イ）欄に掲げる科目について学科の試験が、第十七条の十八第一号ロの登録を受けようとする場合にあつては同表（二）項（イ）欄に掲げる科目について設計製図の試験が行われるものであること。
- 二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。
- イ 建築設備士
- ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学、衛生工学その他の登録試験事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学、機械工学、電気工学、衛生工学その他の登録試験事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

三 建築士事務所の開設者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築士事務所の開設者が当該株式会社の総株主の議決権の二分の一を超える議決権を保有している者（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、その親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること）

- ロ 登録申請者の役員に占める建築士事務所の開設者の役員又は職員（過去二年間に当該建築士事務所の開設者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建築士事務所の開設者（法人にあつては、その役員又は職員（過去二年間に当該建築士事務所の開設者の役員又は職員であつた者を含む。）であること）と。

2 第十七条の十八第一号イ又はロの登録は、登録試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録試験事務を行う者（以下「登録試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 登録試験事務を開始する年月日
- （登録の更新）**
第十七条の二十二 第十七条の十八第一号イ又はロの登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。**
- （登録試験事務の実施に係る義務）**
第十七条の二十三 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第十七条の二十一第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。
- 一 登録学科試験にあつては次の表（一）項（イ）欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同項（ロ）欄に掲げる内容について、同項（ハ）

欄に掲げる時間を標準として、登録設計製図試験にあつては同表（二）項（イ）欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同項（ロ）欄に掲げる内容について、同項（ハ）欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

（イ）	（ロ）	（ハ）
科目	内容	時間
一 建築一般知識に関する科目	建築計画、環境工学、構造力学、建築一般構造、建築材料及び建築施工に関する事項	六時間
二 建築法規に関する科目	建築士法、建築基準法その他の関係法規に関する事項	
三 建築設備に関する科目	建築設備設計計画及び建築設備施工に関する事項	
（二）		
一 建築設備基本計画に関する科目	建築設備に係る基本計画の作成に関する事項	五時間 三十分
二 建築設備基本設計製図に関する科目	空気調和設備及び換気設備、給水設備及び排水設備のうち受験者の選択する一つの建築設備に係る設計製図の作成に関する事項	

- 二 登録学科試験又は登録設計製図試験（以下この章において「試験」という。）を実施する日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を公示すること。
- 三 試験に関する不正行為を防止するための措置を講ずること。
- 四 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること。

五 試験に合格した者に対し、合格証書及び第四号の三書式による合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）を交付すること。

六 試験に備えるための講義、講習、公開模範学力試験その他の学力の教授に関する業務を行わないこと。

（登録事項の変更の届出）

第十七条の二十四 登録試験実施機関は、第十七条の第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

（登録試験事務規程）

第十七条の二十五 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録試験事務に関する規程を定め、登録試験事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項

三 試験の日程、公示方法その他の登録試験事務の実施の方法に関する事項

四 試験の受験の申込みに関する事項

五 試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

六 試験委員の選任及び解任に関する事項

七 試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項

八 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準の公表に関する事項

九 試験の合格証書及び合格証明書の交付並びに合格証明書の再交付に関する事項

十 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項

十二 不正受験者の処分に関する事項

十三 第十七条の三十一第三項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録試験事務に関し必要な事項（登録試験事務の休廃止）

第十七条の二十六 登録試験実施機関は、登録試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項

を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の二十七 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

二 試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるものうち登録試験実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

前項第四号イ又はロに掲げる方法による書面がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

（適合命令）

第十七条の二十八 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第十七条の第二十一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改善命令）

第十七条の二十九 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第十七条の二十三の規定に違反しているとき、同条の規定による登録試験事務を行うべきこと又は登録試験事務の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十七条の三十 国土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験実施機関が行う試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条の第二十一号又は第三号に該当するに至つたとき

二 第十七条の二十四から第十七条の二十六まで、第十七条の二十七第一項又は次条の規定に違反したとき

三 正当な理由がないのに第十七条の二十七第二項各号の規定による請求を拒んだとき

四 前二条の規定による命令に違反したとき

五 第十七条の三十三の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

六 不正の手段により第十七条の十八第一号イ又はロの登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第十七条の三十一 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合格年月日

四 合格年月日

二 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録試験実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 試験の受験申込書及び添付書類

二 終了した試験の問題及び答案用紙（国土交通大臣による試験の実施等）

（国土交通大臣による試験の実施等）

第十七条の三十二 国土交通大臣は、試験を行う者がいないとき、第十七条の二十六の規定による登録試験事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十七条の三十の規定により第十七条の十八第一号イ若しくはロの登録を取り消し、又は登録試験実施機関に対し登録試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録試験実施機関が天災その他の事由により登録試験事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、登録試験事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣が前項の規定により登録試験事務の全部又は一部を自ら行う場合には、登録試験実施機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 登録試験事務を国土交通大臣に引き継ぐこと

二 前条第三項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと

三 その他国土交通大臣が必要と認める事項（報告の徴収）

（報告の徴収）

第十七条の三十三 国土交通大臣は、登録試験事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験実施機関に対し、登録試験事務の状況に關し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第十七条の三十四 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十七条の十八第一号イ又はロの登録をしたとき

二 第十七条の二十四の規定による届出があつたとき

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法による書面がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

三 第十七条の二十六の規定による届出があつたとき。

四 第十七条の三十の規定により第十七条の十八第一号イ又はロの登録を取り消し、又は登録試験事務の停止を命じたとき。

五 第十七条の三十二の規定により登録試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(登録)

第十七条の三十五 建築設備士として業務を行う者は、建築設備士を対象とする登録であつて、建築設備士の資格を有することを証明するものとして国土交通大臣が指定するものを受けることができる。

2 前項の規定による登録の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する登録について行う。

一 職員、登録の実施の方法その他の事項についての登録の実施に関する計画が登録の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 登録以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて登録が不公正になるおそれがないこと。

3 第一項の規定による指定を受けた登録を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに登録の名称は、次のとおりとする。

登録を実施する者	名称	登録の名称
一般社団法人 建築設備技術者協会	主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂二丁目二十一番三号	建築設備士登録

第二章の四 定期講習

(定期講習の受講期間)

第十七条の三十六 法第二十二條の二の国土交通省令で定める期間は、法第二十二條の二各号に掲げる建築士が同条各号に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。

第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に

一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内
一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内
一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内
一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内	一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内

定めるところにより講習を受けなければならない。

から起算して三年以内

2 前項の規定(表第二号及び第三号を除く)は、二級建築士について準用する。この場合において、同項中「一級建築士」とあるのは、「二級建築士」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定(表第二号及び第三号を除く)は、木造建築士について準用する。この場合において、同項中「一級建築士」とあるのは、「木造建築士」と読み替へるものとする。

4 法第二十二條の二の規定により同条第二号又は第三号に掲げる講習を受けなければならない建築士であつて、同条第一号に掲げる講習を受けた者は、同条第二号又は第三号に掲げる講習を受けたものとみなす。

5 法第二十二條の二の規定により同条第三号に掲げる講習を受けなければならない建築士(第四項に掲げる者を除く)であつて、同条第二号に掲げる講習を受けた者は、同条第三号に掲げる講習を受けたものとみなす。

第二章の五 設計受託契約等

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容)

第十七条の三十八 法第二十二條の三の第一項は、次に掲げるものとする。

一 建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二 建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名)

三 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要

四 業務に従事することとなる建築士の登録番号

五 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあつては、その氏名

六 設計又は工事監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

七 設計又は工事監理の実施の期間

八 第三号から第六号までに掲げるもののほか、設計又は工事監理の種類、内容及び方法(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の三十九 法第二十二條の三の第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 契約の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、変更が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法)

第十七条の四十 令第八条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち設計
受託契約又は工事監理受託契約の当事者が使
用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物
に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の
技術を利用した承諾の取得)

第十七条の四十一 令第八十九条において準用
する令第七十一条の国土交通省令で定める方
法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ
又はロに掲げるもの

イ 契約の相手方の使用に係る電子計算機か
ら電気通信回線を通じて設計受託契約又は
工事監理受託契約の当事者の使用に係る電
子計算機に令第八十九条において準用す
る令第七十一条の承諾又は令第八十九条第
一項において準用する令第七十一条の申出
(以下この項において「承諾等」という。)

ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当
事者の使用に係る電子計算機に備えられた
ファイルに記録された前条に規定する電磁
的方法の種類及び内容を電気通信回線を通
じて契約の相手方の閲覧に供し、当該電子
計算機に備えられたファイルに承諾等をす
る旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイ
ルに承諾等をする旨を記録したものを交付す
る方法

2 前項各号に掲げる方法は、設計受託契約又は
工事監理受託契約の当事者がファイルへの記
録を出力することにより書面を作成すること
ができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、
設計受託契約又は工事監理受託契約の当事
者の使用に係る電子計算機と、契約の相手
方の使用に係る電子計算機とを電気通信回
線に接続し、電子情報処理組織をいう。

第三章 建築士事務所
(更新の登録の申請)

第十八条 法第二十三条第三項の規定により更新
の登録を受けようとする者は、有効期間満了の
日前三十日まで登録申請書を提出しなけれ
ばならない。

(添付書類)

第十九条 法第二十三条第一項又は第三項の規定
により建築士事務所について登録を受けよう

する者(以下「登録申請者」という。)は、法
第二十三条の二の登録申請書の正本及び副本に
それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 建築士事務所が行った業務の概要を記載し
た書類

二 登録申請者(法人である場合には、その代
表者をいう。以下この号において同じ。)及
び建築士事務所を管理する建築士(以下「管
理建築士」という。)の略歴を記載した書類
(登録申請者が管理建築士を兼ねているとき
は、登録申請者の略歴を記載した書類とす
る。)

三 管理建築士が受講した法第二十四条第二項
に規定する講習の修了証の写し

四 法第二十三条の四第一項各号及び第二項各
号に関する登録申請書の誓約書

五 登録申請者が法人である場合には、定款及
び登記事項証明書
(登録申請書等の書式)

第二十條 登録申請書及び前条の添付書類(同条
第四号に掲げる書類を除く。)は、それぞれ第
五号書式及び第六号書式によらなければならない
(登録事項)

第二十條の二 法第二十三条の三第一項に規定す
る国土交通省令で定める事項は、法第二十六
条第一項又は第二項の規定による取消し、戒告又
は閉鎖の処分(当該処分を受けた日から五年を
経過したものを除く。)及びこれらを受けた年
月日並びに建築士事務所へ属する建築士の登録
番号とする。

2 都道府県知事は、法第二十三条の三第一項の
規定による登録をした後において、法第二十六
条第二項の規定による戒告又は閉鎖の処分をし
たときは、当該処分及びこれらを受けた年月日
を法第二十三条の三第一項に規定する登録簿
(次項において単に「登録簿」という。)に登
録しなければならない。

3 指定事務所登録機関が法第二十六条の三第一
項に規定する事務所登録等事務を行う場合に
おいて、建築士法に基づく中央指定登録機関等
に関する省令第二十一条に規定する通知を受け
たときは、同条第三号に掲げる事項を登録簿に
登録しなければならない。
(心身の故障により建築士事務所の業務を適正
に行うことができない者)

第二十條の二 法第二十三条の四第六号の国
土交通省令で定める者は、精神の機能の障害に

より建築士事務所業務の適正に行うに当た
つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行
うことができない者とする。
(設計等の業務に関する報告書)

第二十條の三 法第二十三条の六第四号に規定す
る国土交通省令で定める事項は、次のとおりと
する。

一 当該建築士事務所へ属する建築士の一級建
築士、二級建築士又は木造建築士の別、その
者の登録番号及びその者が受けた法第二十二
条の二第一号から第三号までに定める講習の
うち直近のものを受けた年月日並びにその者
が管理建築士である場合にあつては、その旨

二 当該建築士事務所へ属する一級建築士が構
造設計一級建築士又は設備設計一級建築士で
ある場合にあつては、その旨、その者の構造
設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証
の交付番号並びにその者が受けた法第二十二
条の二第四号及び第五号に定める講習のうち
それぞれ直近のものを受けた年月日

三 当該事業年度において法第二十四条第四項
の規定により意見が述べられたときは、当該
意見の概要

2 法第二十三条の六に規定する設計等の業務に
関する報告書は、第六号の二書式によるものと
する。

3 法第二十三条の六各号に掲げる事項が、電子
計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒
体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の
機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、
当該記録をもつて同条に規定する設計等の業務
に関する報告書への記載に代えることができる。

4 都道府県知事は、法第二十三条の六に規定す
る設計等の業務に関する報告書(前項の規定に
よる記録が行われた同項のファイル又は電磁的
記録媒体を含む。)の提出を受けた日から起算
して五年間保存しなければならない。
(管理建築士の業務要件)

第二十條の四 法第二十四条第二項の国土交通省
令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 建築物の設計に関する業務

二 建築物の工事監理に関する業務

三 建築工事契約に関する事務に関する業務

四 建築物に関する調査又は鑑定に関する業務

五 建築物の建築に関する法令又は条例の規定
に基づく手続の代理に関する業務

2 前項各号に掲げる業務に従事したそれぞれの
期間は通算することができる。
(帳簿の備付け等及び図書の保存)

第二十一条 法第二十四条の四第一項に規定する
国土交通省令で定める事項は、次のとおりとす
る。

一 契約の年月日

二 契約の相手方の氏名又は名称

三 業務の種類及びその概要

四 業務の終了の年月日

五 報酬の額

六 業務に従事した建築士及び建築設備士の
氏名

七 業務の一部を委託した場合にあつては、当
該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名
又は名称及び住所

八 法第二十四条第四項の規定により意見が述
べられたときは、当該意見の概要

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備え
られたファイル又は電磁的記録媒体に記録さ
れ、必要に応じ当該建築士事務所において電子
計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表
示されるときは、当該記録をもつて法第二十四
条の四第一項に規定する帳簿への記載に代える
ことができる。

3 建築士事務所開設者は、法第二十四条の四
第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録
が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒
体を含む。)を各事業年度の末日をもつて閉鎖す
るものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算
して十五年間当該帳簿を保存しなければならない。

4 法第二十四条の四第二項に規定する建築士事
務所の業務に関する図書で国土交通省令で定め
るものは、建築士事務所へ属する建築士が建築
士事務所業務として作成した図書(第三号ロ
にあつては、受領した図書)のうち次に掲げる
ものとする。

一 設計図書のうち次に掲げるもの

イ 配置図、各階平面図、二面以上の立面
図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床
伏図、小屋伏図及び構造詳細図

ロ 当該設計が建築基準法第六十一条に規
定する建築基準法令の規定に定めるところ
による構造計算により安全性を確かめた建
築物の設計である場合にあつては、当該構
造計算に係る図書

ハ 当該設計が建築基準法施行令第四十六条第四項又は同令第四十七条第一項の規定の適用を受ける建築物の設計である場合にあっては当該各項の規定に、同令第八十条の二又は建築基準法施行規則第八条の三の規定の適用を受ける建築物の設計である場合にあっては当該各条の技術的基準のうち国土交通大臣が定めるものに、それぞれ適合することを確認できる図書（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 工事監理報告書

三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律（平成二十七年法律第五十三号）第六十三条第一項に規定する計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行った場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律第六十三条第一項の規定による説明を行った場合 同項に規定する書面
ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律第六十三条第二項の意思の表明があつた場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律施行規則第七十九条に規定する書面

5 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の四第二項に規定する図書を作成した日（前項第三号ロに規定する図書にあっては、受領した日）から起算して十五年間当該図書を保存しなければならない。

（標識の書式）

第二十二條 法第二十四条の五の規定により建築士事務所の開設者が掲げる標識は、第七号書式によるものとする。

（書類の閲覧）

第二十二條の二 法第二十四条の六第四号に規定する建築士事務所の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当

該建築士事務所の登録番号及び登録の有効期間

二 建築士事務所に属する建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、その者の登録番号及びその者が受けた法第二十二條の二第一号から第三号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日並びにその者が管理建築士である場合にあっては、その旨

三 建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨、その者の構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号並びにその者が受けた法第二十二條の二第四号及び第五号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日

2 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の六第一号及び第二号に定める書類並びに前項各号に掲げる事項を記載した書類を、第七号の二書式により、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく建築士事務所ごとに備え置くものとする。

3 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の六第三号に規定する措置を講じたときは、同号に定める書類を、遅滞なく作成し、建築士事務所ごとに備え置くものとする。当該措置の内容を変更したときも、同様とする。

4 前二項の書類に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の六に規定する書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

5 建築士事務所の開設者は、第二項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間、当該建築士事務所に備え置くものとする。

（重要事項説明）

第二十二條の二の二 法第二十四条の七第一項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、第十七條の三十八第一号から第六号までに掲げる事項とする。

（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十二條の二の三 法第二十四条の七第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 管理建築士等の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 建築主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
- 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変を防止するための措置を講じていること。
- 三 前項第一号ロに掲げる措置にあっては、書面に記載すべき事項を管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建築主に対し通知することができること。ただし、当該建築主が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二十二條の二の四 令第八条第二項において準用する令第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち管理建築士等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第二十二條の二の五 令第八条第二項において準用する令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて管理建築士等の使用に係る電子計算機に令第八条第二項において準用する令第七条第一項の承諾又は令第八条第二項において準用する令第七条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

2 前項各号に掲げる方法は、管理建築士等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二十二條の三 法第二十四条の八第一項第二号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 契約の年月日
- 二 契約の相手方の氏名又は名称
- 2 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の八第一項に規定する書面を作成したときは、当該書面に記名押印又は署名をしなければならない。

（書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十二條の四 法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と委託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一 委託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、当該委託者が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二十二條の五 令第八條第三項において準用する令第七條第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち建築士事務所開設者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式
(書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第二十二條の五の二 令第八條第三項において準用する令第七條第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 委託者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に令第八條第三項において準用する令第七條第一項の承諾又は令第八條第三項において準用する令第七條第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建築士事務所の開設者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 監督 雑則
第四章 雑則
第二十二條の六 法第二十六條第四項において準用する法第十條第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公告又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一 監督処分をした年月日
二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名)、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

三 監督処分の内容
四 監督処分の原因となつた事実
五 立入検査をする職員(証明書の書式)

第二十三條 法第十條の二第三項(法第二十六條の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する証明書(国の職員が携帯するものを除く。)は、第八号書式によるものとする。
(権限の委任)
第二十四條 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
一 法第五條第二項の規定により一級建築士免許証を交付すること。
二 法第五條第二項又は第二項の規定による届出を受理すること。
三 法第八條の二の規定による届出(同条第二号に掲げる場合に該当する場合の届出にあつては、第六條第一項の規定による免許証の提出を含む。)を受理すること。
四 法第十條第一項の規定により戒告を与え、同条第二項の規定により聴聞を行い、同条第三項の規定により参考人の意見を聴き、及び同条第五項の規定により公告(同条第一項の規定により戒告を与えたときに係るものに限る。)すること。
五 法第十條の二第二項の規定により必要な報告を求め、立入検査させ、又は関係者に質問させること。
六 法第十條の三第三項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第五項の規定による受納をすること。
七 法第一條の五第一項又は第二項の規定による免許の申請を受理すること。
八 法第二條第二項の規定により免許申請書を返却すること。
九 法第四條第一項の規定による届出を受理すること。
十 法第四條の二第二項の規定による免許証の書換え交付の申請を受理し、及び同条第三項の規定により交付すること。
十一 法第五條第一項の規定による免許証の再交付の申請を受理し、同条第二項の規定により再交付し、及び同条第三項の規定による受納をすること。
十二 法第六條第三項の規定による免許取消しの申請を受理し、同条第四項の規定による届出を受理し、及び同条第五項の規定による受納をすること。
十三 法第九條の規定により免許証の提出を求め、かつ、これを領置すること。

十三 第九條の三第一項の規定による交付の申請を受理し、及び同条第四項の規定により交付申請書を返却すること。
十四 第九條の四第二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付の申請を受理し、及び同条第三項の規定により交付すること。
十五 第九條の五第一項の規定による建築士証の再交付の申請を受理し、同条第二項の規定により再交付し、及び同条第三項の規定による受納をすること。
十六 第九條の六の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の提出を求め、かつ、これを領置すること。

附則 抄
この省令は、昭和二十五年十一月一日から施行する。
附則 一 (昭和二十七年四月一日建設省令第九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 二 (昭和二十八年八月一日建設省令第一七号)
この省令は、昭和二十八年八月十五日から施行する。
附則 三 (昭和二十九年三月一日建設省令第五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 四 (昭和三十一年二月二日建設省令第一号) 抄
この省令は、昭和三十一年二月二十一日から施行する。
附則 五 (昭和四十二年八月一日建設省令第二〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 六 (昭和四十四年三月一三日建設省令第八号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
附則 七 (昭和五十七年八月二五日建設省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 八 (昭和五十八年二月二日建設省令第二〇号)
この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第十七條の次に十二條を加える

附則 九 (昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十七條の次に十二條を加える)

附則 十 (昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十七條の次に十二條を加える)

附則 十一 (昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十七條の次に十二條を加える)

附則 十二 (昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十七條の次に十二條を加える)

附則 十三 (昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十七條の次に十二條を加える)

附則 十四 (昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十七條の次に十二條を加える)

附則 十五 (昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十七條の次に十二條を加える)

改正規定（第十七条の六（都道府県指定試験機関に係る部分に限る。）、第十七条の九、第十七条の十及び第十七条の十二（都道府県指定試験機関に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月二十七日建設省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年二月二十三日建設省令第四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附則（平成一〇年五月二〇日建設省令第九号）
この省令は、建築士法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十五号）の施行の日（平成十年六月十九日）から施行する。

附則（平成一二年一月三十一日建設省令第一〇号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月一四日建設省令第一一号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一二年三月三十一日建設省令第一九号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一二年三月三十一日建設省令第一九号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一二年三月三十一日建設省令第一九号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一二年三月三十一日建設省令第一九号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（施行期日）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年三月二六日国土交通省令第四二号）
この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月二九日国土交通省令第一七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

第一項に規定する帳簿（第二条の規定による改正前の建築士法施行規則（以下この条において「旧建築士法規則」という。）第二十一条第二項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）で、この省令の施行の際現に旧建築士法規則第二十一条第三項の定めるところにより保存しているものは、当該閉鎖をした日の翌日から起算して十五年間保存しなければならない。

附則（平成二〇年四月一日国土交通省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二八日国土交通省令第三七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

4 前三項の場合において、第十七条の三十七第一項（表第二号及び第三号を除き、同条第二項及び同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

附則（平成二〇年一〇月三十一日国土交通省令第八十九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第六条の規定 平成二十一年一月五日

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の第二号書式（以下「旧書式」という。）による一級建築士免許証は、この省令による改正後の第二号書式（以下「新書式」という。）にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができ。

第三条 この省令の施行の際現に旧書式による一級建築士免許証の交付を受けている一級建築士は、新書式による一級建築士免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、第四条第二項の一級建築士免許証の書換え交付の申請とみなす。

第四条 この省令の施行の際現に建築士法等の一部を改正する法律の規定による改正前の建築士法第二十四条第一項の規定により置かれている建築士事務所を管理する建築士が、当該建築士事務所引き続き建築士事務所を管理する建築士として置かれる場合にあつては、平成二十三年十一月二十七日までの間は、この省令による改正後の第十九条第四号の規定は、適用しない。

附則（平成二〇年二月一日国土交通省令第九十七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年五月一九日国土交通省令第三十七号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の建築士法施行規則第八号書式による立入検査をする職員が携帯すべき証明書は、

同条の規定による改正後の建築士法施行規則第八号書式による立入検査をする職員が携帯すべき証明書とみなす。

附則（平成二四年三月三〇日国土交通省令第二十七号）

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二五年四月一日国土交通省令第二十一号）

この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年九月一三日国土交通省令第七十六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年九月十四日）から施行する。

附則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

第二条（経過措置）

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二七年二月一〇日国土交通省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年六月二十五日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中第二十条の四の改正規定は、平成二十八年六月二十五日から施行する。

第二条（建築士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正前の建築士法施行規則第二十条の四の規定の適用については、施行日から平成二十八年六月二十五日までの間は、同条中「第十九条第二号に掲げる書類」とあるのは、「建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八号）による改正前の建築士法

施行規則第十九条第二号の規定により提出した添付書類」とする。

附則（平成三〇年一〇月四日国土交通省令第七十八号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年九月一三日国土交通省令第三十四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条及び第二十三条（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一号及び第十三条の改正規定に限る。）の規定 整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）

附則（令和元年十一月二日国土交通省令第四二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。ただし、第一条中建築士法施行規則第六條の二の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条（経過措置）

第一条の規定による施行前に行われた一級建築士試験に合格した者に対するこの省令による改正前の建築士法施行規則第一条の四第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月四日国土交通省令第七十五号）抄

（施行期日）

2 この省令の施行の日前に行われた直近二回の一級建築士試験のうちいずれかの一級建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの省令による改正後の建築士法施行規則第十二条の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月四日国土交通省令第七十五号）抄

（施行期日）

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九十八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年七月一日国土交通省令第四十六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和三年八月二十六日）から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年八月三一日国土交通省令第五十三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年一〇月二二日国土交通省令第六十八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年二月一六日国土交通省令第七十八号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年二月二八日国土交通省令第七十七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

附則（令和五年九月二五日国土交通省令第七十五号）

この省令は、脱炭素社会の実現に資するため建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号

第 三 号
第 一 号
第 二 号
第 三 号
第 四 号
第 五 号
第 六 号
第 七 号
第 八 号
第 九 号
第 十 号
第 十 一 号
第 十 二 号
第 十 三 号
第 十 四 号
第 十 五 号
第 十 六 号
第 十 七 号
第 十 八 号
第 十 九 号
第 二 十 号

第一号の二書式（第一条の五関係）（A4）

第一号の二書式（第一条の五関係）(A4)

実務経歴書

【記入注意】この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代別に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求められることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合があります。

私は、一級建築士の免許を受けたため、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と併進しないことを承認したことを証する実務経歴証明書を作成します。
私は、下記事項が執実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日 氏名 _____

国 土 交 通 大 臣 殿

中央指定登録機関

(名 姓)

勤務先等		在職期間の合計	
勤務先(部署名まで)	所在地(番地まで)	年月～年月	年月数
		年月～年月	年月
在職期間		建築実務の内容(建築士法施行規則第一条の二)	
年月～年月	年月数	地位職名	

建築実務の詳細		建築実務経歴期間の合計	
		年 月	
		建築実務経歴期間	
		年月～年月	年月数
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	年月～年月 年月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)		
	年月～年月 年月		
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	年月～年月 年月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)		
	年月～年月 年月		
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	年月～年月 年月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)		
	年月～年月 年月		

登録機関記載欄

附件 1
 1. 填寫日期：____年__月__日
 2. 填寫地點：____

姓名	____	性別	____	出生年月	____年__月__日
學歷	____	職稱	____	現任職務	____
現任單位	____				

備註：____

姓名	____
性別	____
出生年月	____年__月__日
學歷	____
職稱	____
現任職務	____

1. 本人現任職務：____

2. 本人現任職務：____

3. 本人現任職務：____

4. 本人現任職務：____

5. 本人現任職務：____

6. 本人現任職務：____

7. 本人現任職務：____

8. 本人現任職務：____

9. 本人現任職務：____

10. 本人現任職務：____

1. 本人現任職務：____

2. 本人現任職務：____

3. 本人現任職務：____

4. 本人現任職務：____

5. 本人現任職務：____

6. 本人現任職務：____

7. 本人現任職務：____

8. 本人現任職務：____

9. 本人現任職務：____

10. 本人現任職務：____

